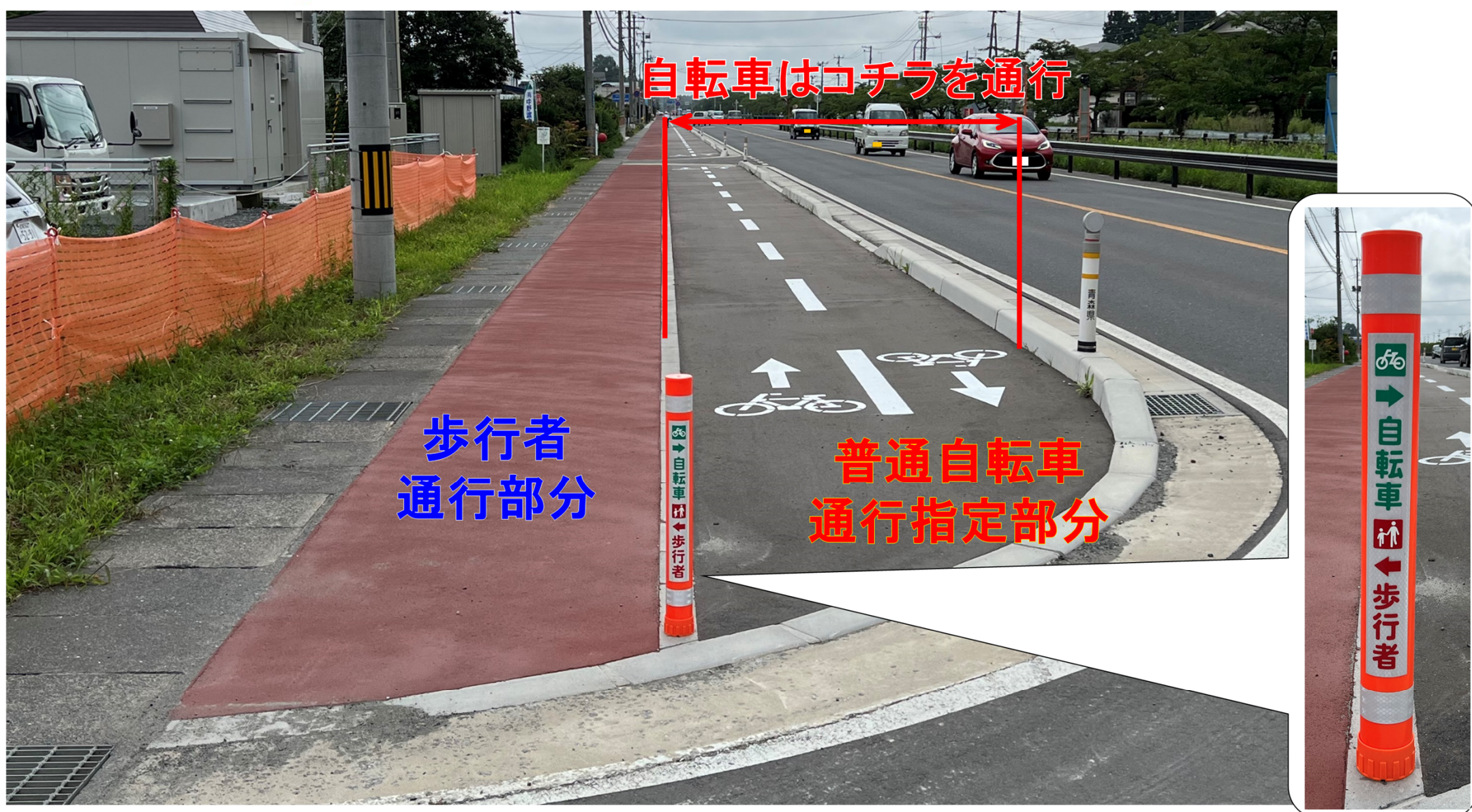
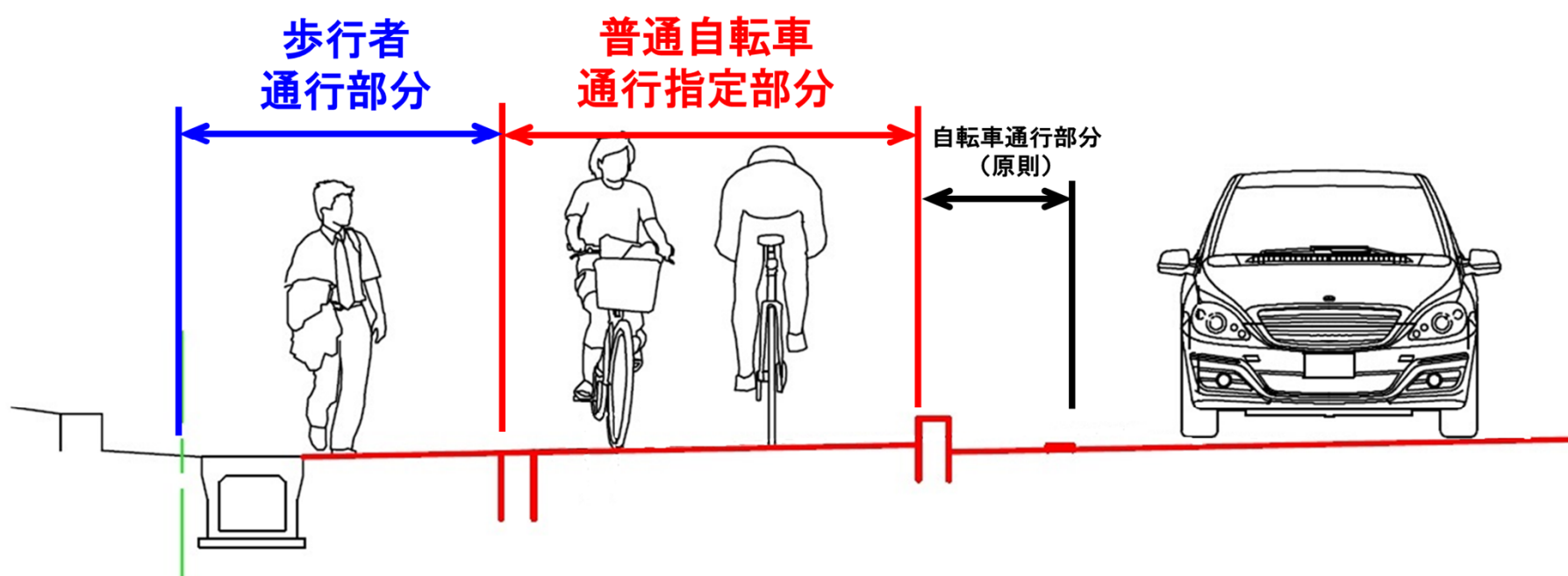


令和6年9月9日から 普通自転車通行指定部分の運用が始まります

※主要地方道 三沢十和田線の歩道整備に伴い、歩道内に「普通自転車通行指定部分」が整備され上記の月日から運用が開始されます。運用開始後に**歩行者通行部分を自転車で行った場合**、道路交通法に基づく**罰則規定（2万円以下の罰金又は科料）**が適用される可能性がありますのでご注意ください。
また、歩行者は、普通自転車通行指定部分を避けて通行する努力義務があります。



💡 マメ知識

🚲 自転車は車道が原則 🚲

ただし、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合は、普通自転車通行指定部分の有無に関わらず自転車は歩道を通行することができます。普通自転車通行指定部分が無い場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止する必要があります。



「普通自転車歩道通行可」の標識



青森県基本計画

「青森新時代」への架け橋

青森県